

令和 7 年度観光客に向けた備前焼 PR 業務への企画提案を求める公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり参加意思の確認及び企画提案の募集を行います。

令和 7 年 5 月 8 日

岡山県備前県民局長 善勝 史

1 企画提案に付する業務

- (1) 業 務 名 観光客に向けた備前焼 PR 業務
- (2) 業 務 内 容 別紙「令和 7 年度観光客に向けた備前焼 PR 業務仕様書」のとおり
- (3) 契 約 期 間 契約締結の日から令和 8 年 2 月 28 日まで
- (4) 委託限度額 7,300,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 企画提案参加手続等

この企画提案に参加する者（以下「参加者」という。）は、下記の条件を全て満たしていなければならない。

- (1) 岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成 19 年岡山県告示第 332 号。以下「審査要領」という。）第 8 条第 2 項の規定により公表されている入札参加資格を認定された事業者の名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されていること。
- (2) 入札参加資格者名簿の業務種目の大分類が「5 企画・製作（情報・通信サービスを除く）」、小分類が「5 広告・広報」又は「6 イベント企画・運営」であり、格付区分が A であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定する者でないこと。
- (4) 審査要領第 10 条第 1 項の規定による入札参加の停止の措置を受けていないこと。
- (5) 岡山県物品の売買、修理及び役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領の規定による入札参加除外の措置を受けていないこと。
- (6) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けていないこと。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

3 業務契約に関する事務を担当する課の名称等

岡山県備前県民局地域政策部地域づくり推進課（担当：土倉）

住所：〒700-8604 岡山市北区弓之町 6-1

電話：086-233-9880

Fax：086-233-9888

Mail：bizen-kyodo@pref.okayama.lg.jp

Web：岡山県備前県民局地域政策部 (<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/75/>)

4 契約条項を示す場所

上記3に同じ

5 企画提案参加手続等

この企画提案に参加を希望する者は、参加資格確認申請書（様式第1号）を次のとおり提出しなければならない。また、企画提案参加者は、提出した書類等について契約担当者から説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(1) 仕様書等の配布期間及び場所

ア 配布期間

令和7年5月8日（木）から5月20日（火）までの午前9時から午後5時までとする。ただし、県の休日（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する休日をいう。以下同じ）を除く。

イ 配布場所

上記3の場所に同じ。なお、上記3の備前県民局地域政策部のホームページからダウンロードすることもできる。

(2) 企画提案参加資格確認申請書（様式第1号）の提出方法等

ア 提出期限 令和7年5月20日（火）午後5時（必着）

イ 提出場所 上記3の場所に同じ

ウ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便、配達記録郵便、その他これに準じる方法によるものに限る。）により、提出するものとする。ただし、郵送による場合は、提出期限までに必着することとし、発送後であっても未着の場合は、期限内の提出がなかったものとみなす。

エ 提出書類

（ア） 企画提案参加資格確認申請書（様式第1号）＜1部＞

（イ） 会社概要（パンフレット等会社概要がわかるものを添付）＜6部＞

(3) 企画提案参加資格要件の審査

ア 審査結果の通知

企画提案参加資格確認申請書を提出した者について、審査の結果、不適合と認められる者に対してはその旨を書面で通知する。この通知を受けた者は、この企画提案に参加することができない。

イ 参加資格要件不適合の理由の説明要求

不適合の旨の通知を受けた者は、令和7年5月27日(火)までに、上記3あてに、電子メールにより、説明を求める書面を提出することができる。

(4) 質問の受付

本プロポーザルに関して質問がある場合は、契約担当者に対して説明を求めることができる。なお、提案書等提出後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできないものとする。

ア 受付期間

令和7年5月16日(金)午後5時まで(必着)

イ 方法

質問・回答書(様式第2号)を上記3の宛先に電子メールを送信する方法により提出すること。また、送信した旨を電話連絡し、受け取りの確認を行うこと。

ウ 回答

電子メールにより提出された質問・回答書の回答については、随時、上記3の備前県民局地域政策部のホームページに回答を掲載する。

6 企画提案

(1) 提案書等の提出

ア 提出期限

令和7年5月30日(金)午後5時まで(必着)

イ 提出場所

上記3の場所に同じ

ウ 提出方法

持参又は郵送(書留郵便、配達記録郵便、その他これに準じる方法によるものに限る。)により、提出するものとする。ただし、郵送による場合は、提出期限までに必着することとし、発送後であっても未着の場合は、期限内の提出がなかったものとみなす。

エ 提出書類

(ア) 提案書(様式第3号)〈原本1部+写し5部〉

(イ) 業務企画書(任意様式(A4縦(横書き)左綴り))〈6部〉

(ウ) 評価項目説明書(様式第4号)〈6部〉

(エ) 業務実績調書(様式第5号)〈6部〉

(オ) 見積書 (任意様式(A4 縦(横書き)左綴り)) <原本 1 部 + 写し 5 部>

※ 提案書等の作成に当たっては、別紙「観光客に向けた備前焼 PR 業務に係る提案書等作成要領」を参照すること。

※ 見積書には会社名及び役職、代表者名、担当者名、連絡先を明記すること。

(2) 審査方法

ア 岡山県備前県民局地域政策部内に設置する審査会において、提案書等の内容を別に定める審査基準により審査し、得点が最も高かった者を委託候補者に選定する。

イ 審査の過程において、事務局から随時、説明、追加資料の提出を求める場合がある。

ウ 見積金額が委託限度額を超える場合は選定しない。

7 審査結果及び契約

(1) 前項の審査の結果は、審査後、速やかに書面により通知する。

(2) 委託契約書の作成を要する。

(3) 委託候補者の決定後、提出された業務企画書を基本として、委託候補者と県民局が協議を行った上で詳細な内容を決定し、契約を締結する。その際、業務企画書の趣旨を逸脱しない範囲内において、提案された内容を変更するよう求めることがある。

8 その他

(1) 契約保証金は、岡山県財務規則(昭和 61 年岡山県規則第 8 号)第 153 条、第 154 条及び第 155 条の規定による。

(2) 提案者において、不適切な方法で企画提案書等の評価に影響を与えようとするこ
と及びその他の契約の相手方としてふさわしくない行為や事実が確認された場合、
当該提案者は失格とする。

(3) 企画提案参加確認申請書、提案書等の作成に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

(4) 提出された提案書等は返却しないが、その提案者の許諾を得ることなく、本企画
提案における審査以外の目的に使用し、又は第三者に開示することはない。ただし、
最優秀提案者等の選定理由等の説明のため、必要な範囲内において、応募者名、提
案用紙等を公表することがある。